

茨城県報

号外第183号

平成4年12月3日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●那珂湊漁港水門管理規程に基づく水門の開門時間(水産振興課)	1
●換地計画の決定(3件)(農地管理課)	3
●土地改良区の設立の適当決定(")	4
●土地収用法による事業の認定(用地課)	4
●道路の区域の変更(3件)(道路維持課)	4
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)	6
●土地改良区の解散に伴う清算人の就任(")	6

公 告

●県営土地改良事業計画(農地管理課)	7
●開発行為の工事完了(9件)(建築指導課)	7
●道路の位置の指定(")	9

訓 令

(教 育 委 員 会)

●茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令	10
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1413号

那珂湊漁港水門管理規程(平成3年茨城県告示第623号)第6条第1号の規定に基づき、平成5年1月4日から同年3月31日までの通常時における水門の開門時間を次のように定める。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水門の開門時間

月 日	開	門	時	間
1月4～9日	6:00～7:00	9:00～11:00	13:00～15:00	
10日		9:00～11:00	13:00～15:00	
11～14日	6:00～7:00	9:00～11:00	13:00～15:00	
15日		9:00～11:00	13:00～15:00	

16日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
17日		9:00~11:00	13:00~15:00
18~23日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
24日		9:00~11:00	13:00~15:00
25~30日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
31日		9:00~11:00	13:00~15:00
2月1~6日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
7日		9:00~11:00	13:00~15:00
8~10日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
11日		9:00~11:00	13:00~15:00
12日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~14:00
13日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
14日		9:00~11:00	13:00~15:00
15~20日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
21日		9:00~11:00	13:00~15:00
22~25日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
26~27日	6:00~7:00	9:00~11:00	14:00~15:00
28日		9:00~11:00	13:00~14:00
3月1~6日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
7日		9:00~11:00	13:00~15:00
8日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
9~10日	6:00~7:00	9:00~10:00	13:00~15:00
11~13日	6:00~7:00	9:00~11:00	14:00~15:00
14日		9:00~11:00	14:00~15:00
15~19日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
20~21日		9:00~11:00	13:00~15:00
22日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
23~25日	6:00~7:00	9:00~10:00	13:00~15:00
26日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00
27日	6:00~7:00	9:00~11:00	14:00~15:00
28日		9:00~11:00	14:00~15:00
29~30日	6:00~7:00	9:00~11:00	14:00~15:00
31日	6:00~7:00	9:00~11:00	13:00~15:00

茨城県告示第1414号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業那珂台地地区第3換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 期 間 平成4年12月3日から平成5年1月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 那珂町役場

茨城県告示第1415号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業那珂台地地区第4換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦 覧 期 間 平成4年12月3日から平成5年1月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 那珂町役場

茨城県告示第1416号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業那珂台地地区第5換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 期 間 平成4年12月3日から平成5年1月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 那珂町役場

茨城県告示第1417号

北茨城市磯原町大塚2099番地平澤久雄ほか23名から認可申請のあった木皿川流域土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

木皿川流域土地改良区定款の写し

木皿川流域地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 平成4年12月4日から平成5年1月5日

3 縦 覧 の 場 所 北茨城市役所

~~~~~

**茨城県告示第1418号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 茨城町

2 事業の種類 小幡北山埴輪製作遺跡公園および外周道路整備事業

3 起 業 地

(1) 収用の部分 茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字北山地内

(2) 使用の部分 な し

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

茨城町役場

~~~~~

茨城県告示第1419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年12月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 349号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字額田北郷 1215番地先から 常陸太田市磯部町23番1地先 まで	旧	メートル 最大 41.0 最小 8.0	メートル 2694.0	
那珂郡那珂町大字額田北郷 1215番地先から 常陸太田市磯部町23番1地先 まで	新	最大 41.0 最小 8.0	2694.0	バイパス新設
那珂郡那珂町大字額田北郷 1215番地先から 常陸太田市磯部町831番地先 まで		最大 44.0 最小 24.0	2750.0	

茨城県告示第1420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年12月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市香丸町字青木 834番2地先から	旧	メートル 最大 16.0 最小 12.6	メートル 40.0	
石岡市香丸町字青木 837番1地先まで	新	最大 16.0 最小 16.0	40.0	現道拡幅

茨城県告示第1421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年12月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 江戸崎神崎線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字橋向 1587番地先から	旧	メートル 最大 10.2 最小 10.2	メートル 120.0	
稲敷郡東村大字橋向 1580番地先まで	新	最大 10.2 最小 10.2 最大 22.0 最小 11.5	120.0 120.0	迂回路設置

茨城県告示第1422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営は場整備事業利根東部地区全換地区に係る換地処分をした。

平成4年12月3日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 間 宮 松 郎

茨城県告示第1423号

磯部前土地改良区の解散にともない、次の者が清算人に就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成4年12月3日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 就 任

住 所	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字磯部769番地	磯 漢 松	
〃 〃 大字西小塙1695番地の1	大 塚 駿 男	
〃 〃 大字磯部664番地	磯 源 一	
〃 〃 〃 136番地	中 村 久 治	
〃 〃 大字西小塙1694番地	大 塚 昇	
〃 〃 〃 1695番地の1	大 塚 正 男	
〃 〃 大字磯部106番地	磯 明 男	
〃 〃 大字友部547番地	大和田 四 郎	

〃	〃	大字西小埜326番地	小 山 仁 三
〃	〃	大字磯部43番地	保 坂 頼 章
〃	〃	〃 749番地	保 坂 義 一
〃	〃	〃 692番地	保 坂 次 男

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営小手指地区土地改良事業(排水対策特別)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営小手指地区土地改良事業(排水対策特別)計画書写し

2 縦 覧 期 間 平成4年12月4日から平成4年12月23日まで

3 縦 覧 場 所 五霞村役場

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は、工区に含まれる地域の名称

下館市大字伊佐山字坂下24番, 25番, 26番, 27番, 30番

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

日立化成工業株式会社

取締役社長 横 山 亮 次

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字西繁昌塚9637番2

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字小田林1360番地

小 林 勝 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市けやき平1丁目231番10, 312番2, 369番1, 371番3, 374番1, 456番2, 470番1, 477番1, 484番1, 492番, 500番1, 501番1, 507番, 511番1, 512番1の一部, 513番1の一部, 514番2の一部, 529番6, 2067番1, 2070番4, けやき平2丁目65番, 67番2, 71番1, 73番, 207番, 216番2, 同番9, 229番, 231番3, 同番9, 312番4, 同番5, 369番3, 同番4, 同番5, 同番6, 371番7, 374番2, 同番3, 同番4, 456番1, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 470番2, 同番3, 477番2, 同番3, 511番6, 514番6の一部, 526番7の一部, 同番8の一部, 529番2の一部, 同番5, 530番3の一部, 531番2, 532番1, 同番3, 同番5, 533番2, 同番5, 同番8, 534番2, 同番5, 同番6, 同番10, 2067番2, 同番3, 2070番1, 同番3, 2071番3, 同番4, 2073番2, 2075番6

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区岩本町3丁目10番4号

三建不動産株式会社

代表取締役 早 川 次 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字福田字上福田道東533番1, 535番1

2 事業主の住所及び氏名

常陸太田市山下町1178-1

平塚運送有限会社

代表取締役 平 塚 肇

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡関城町大字関館字館野283番12

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡関城町大字木戸288番

広 瀬 英 樹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字小堤字原1922番1, 1914番2

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字小堤270番地1

有限会社諏訪商事

代表取締役 諏 訪 浩 一

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡小川町大字与沢字新田後1103番4，同番5，同番6，1109番2

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡小川町与沢1081番地

長島漬物食品株式会社

代表取締役 長 島 満

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡東村西代字東田1457番，1458番1，同番2，1459番，1460番，1461番，1462番，1463番，1464番，1465番，1466番，1467番，1468番，1469番，1470番1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市見和2丁目500番地の7

株式会社 山新

代表取締役 山 口 健 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡新利根村下根本字中子7937番1，同番2，7939番1，同番2，7940番1，同番2，同番4

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町四丁目9番11号

浅野工事株式会社

代表取締役社長 雑 賀 俊 一

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成4年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第1047号	4.11.18	マイライフ 住宅有限会 社 代表取締役 砂押 信男	勝田市共栄町 7番4号	那珂郡大宮町字野中 3123番35, 同番47	メートル 4.0	メートル 29.3
					6.0	96.9

訓 令

（教 育 委 員 会）

茨城県教育委員会訓令第7号

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成4年12月3日

茨城県教育委員会委員長 金 澤 英 三

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁文書管理規程（昭和45年茨城県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

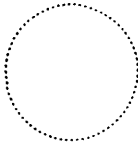
第28条第3項中「これを登録し」を「これを例文登録簿（様式第6号の3）に登録し」に改める。
様式第4号甲から様式第5号乙までを次のように改める。

~~~~~

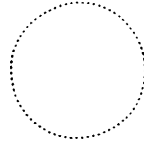
様式第4号甲(第23条第1項)

起 案 用 紙 ( 表 )

決 裁 印



発 送 印

緊 急 文 書  
符 せ ん は り 付 け

茨城県

|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|-----------------|-----------|---------------|
|                                                                                                                                                                   |                   | 文書処理上の記事          |                            | 例文登録<br>第 号     | 保存期間<br>年 | 公印管<br>守者印    |
| 決裁区分<br>甲 乙 丙                                                                                                                                                     | 起 案<br>年 月 日      |                   | 文書取扱主任                     | 課 担 当<br>(電話 番) |           | 起 案 者<br>職氏名印 |
|                                                                                                                                                                   | 処理期限<br>年 月 日     |                   |                            |                 |           |               |
| 開示・非開示の区分                                                                                                                                                         | 開 示<br>一 部<br>非開示 | 非開示<br>の部分<br>・理由 | 茨城県公文書の開示に関する条例第6条第1項第 号該当 |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   | 非開示               | 開 示<br>可 能<br>時 期 |                            |                 |           |               |
| <div>教 育 長                      教育次長</div> <div>総務課長                      課 員</div> <div>課長                      課 員</div> <div>課長                      課 員</div> |                   |                   |                            |                 |           |               |
| 題 名                                                                                                                                                               |                   |                   |                            |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |
|                                                                                                                                                                   |                   |                   |                            |                 |           |               |

茨 城 県 教 育 委 員 会

( 裏 )

5

10

15

20

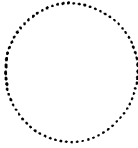
( 2 5 × 1 6 )

備考 様式第4号乙の裏面も同様とする。

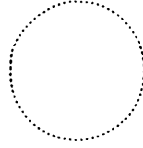
様式第4号乙(第43条第1項)

起 案 用 紙 ( 表 )

決 裁 印



発 送 印



緊 急 文 書  
符 せ ん は り 付 け



茨城県

文書処理上の記事

保存期間

年

公印管  
守者印

|             |               |        |                    |
|-------------|---------------|--------|--------------------|
| 決裁区分<br>甲 乙 | 起 案<br>年 月 日  | 文書取扱主任 | 課<br>起 案 者<br>職氏名印 |
|             | 処理期限<br>年 月 日 |        |                    |

|           |         |                   |                            |
|-----------|---------|-------------------|----------------------------|
| 開示・非開示の区分 | 開 示     | 非開示               | 茨城県公文書の開示に関する条例第6条第1項第 号該号 |
|           | 一 部 開 示 | の部分<br>・理由        |                            |
|           | 非開示     | 開 示<br>可 能<br>時 期 |                            |

所 長                  庶務課長                  課 員

次 長                  課 長                  課 員

題 名

茨 城 県 教 育 委 員 会

様式第5号甲(第24条)

報 告 ・ 連 絡 書

年 月 日 ( 時 分 )



茨城県

|                             |                   |                   |                            |                     |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|---------------------|
| 教育長                         | 教育次長              | 課 長               | 課 員                        | 課                   |
|                             |                   |                   |                            | 記 録 者<br>職氏名印       |
| 相手方(会議名)                    |                   | あて先               |                            | 区 分                 |
| (電話 番)                      |                   |                   |                            | 会議 電話 来訪<br>その他 ( ) |
| 開 示<br>・<br>非開示<br>の<br>区 分 | 開 示<br>一 部<br>非開示 | 非開示<br>の部分<br>・理由 | 茨城県公文書の開示に関する条例第6条第1項第 号該当 |                     |
|                             | 非開示               | 開 示<br>可 能<br>時 期 |                            |                     |
| 主 題                         |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
| 内 容                         |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
| 要措置事項                       |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            |                     |
|                             |                   |                   |                            | 完結                  |
|                             |                   |                   |                            | 月 日                 |
|                             |                   |                   |                            | 処理者印                |

茨 城 県 教 育 委 員 会

備考 区分欄については、該当するものを○で囲む。

様式第5号乙(第44条)

## 報 告 ・ 連 絡 書

年 月 日 ( 時 分 )



茨城県

|           |         |                   |                            |     |                     |
|-----------|---------|-------------------|----------------------------|-----|---------------------|
| 所 長       | 次 長     | 庶務課長              | 主務課長                       | 課 員 | 課                   |
|           |         |                   |                            |     | 記 録 者<br>職氏名印       |
| 相手方(会議名)  |         |                   | あて先                        |     | 区 分                 |
| (電話 番)    |         |                   |                            |     | 会議 電話 来訪<br>その他 ( ) |
| 開示・非開示の区分 | 開 示     | 非開示の部分・理由         | 茨城県公文書の開示に関する条例第6条第1項第 号該当 |     |                     |
|           | 一 部 非開示 | 開 示<br>可 能<br>時 期 |                            |     |                     |
| 主 題       |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
| 内 容       |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
| 要措置事項     |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     |                     |
|           |         |                   |                            |     | 完 結                 |
|           |         |                   |                            |     | 月 日                 |
|           |         |                   |                            |     | 処理者印                |

茨 城 県 教 育 委 員 会

備考 区分欄については、該当するものを○で囲む。

様式第6号の2を次のように改める。

様式第6号の2(第26条の2)



茨城県

|                  |         |                  |
|------------------|---------|------------------|
| 同 時 合 議 書        |         | 合 議 先            |
| 起 案<br>年 月 日     | 主 務 課 長 | 課 (電話 番)         |
| 処 理 期 限<br>年 月 日 |         |                  |
| 課 長              | 課 員     | 起 案 者<br>職 氏 名 印 |
|                  |         | 他 の 同 時 合 議 先    |

題 名

特に留意されたい事項

意 見



様式第6号の2の次に次の1様式を加える。

様式第6号の3（第28条第3項）

例 文 登 録 簿

| 登録番号 | 登録年月日 |  |  | 文 案 名 | 分 類 | 主務課名 | 備 考 |
|------|-------|--|--|-------|-----|------|-----|
|      |       |  |  |       |     |      |     |
|      |       |  |  |       |     |      |     |

備考 1 この簿冊は、第10条の規定にかかわらず、各年をとおして使用する。

2 「分類」欄は、「指令書」、「契約書」等と記入する。

3 浄書した文案原稿は、この簿冊に添えて、登録番号順に整理保管する。

付 則

1 この訓令は、平成4年12月15日から施行する。

2 この訓令による改正前の茨城県教育庁文書管理規程の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として、なお使用することができる。

~~~~~

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)